



平成24年7月26日
内閣府（防災担当）

竜巻等突風対策局長級会議（第3回） 議事概要について

1. 会議の概要

日時：平成24年6月21日（木）14：00～15：48

場所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

（出席者：末松副大臣、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省、気象庁、環境省、防衛省）

2. 議事概要

《議事（1）》

田村教授の説明の後、意見交換。主な意見等は次のとおり。

- 行動科学の研究もしているのか。
- 行動科学については、きちんとした形で採り入れられていないと思うので、もう少し防災の中に採り入れていくべきではないかと考えている。一般の人がある情報を受けたときにどのように動くのか、周りに災害時要援護者がいる場合にどのように動いてしまうのかということも含めて考えなければいけない部分だと思う。
- アメリカでは、そのような行動科学を採り入れているのか。
- アメリカでもそれほど採り入れられていないが、その動きは既にある。

旭硝子ガラスパワーキャンペーン事務局の説明の後、意見交換。主な意見等は次のとおり。

- 自動車の場合には10年程度の耐用年数で良いと思うが、建物だと、例えば50～60年とか120年とか言われている。その場合、合わせガラスの中の樹脂部分はそのくらいの年数もつのか。
- まだ実績がないので何とも言えないが、合わせガラスが世の中に登場して100年近い年数が経っており、その間、特に合わせガラスの樹脂の部分に変質したという報告はないので、その程度は十分もつのではないかと考えている。
- 今の田村教授と旭硝子ガラスパワーキャンペーン事務局の話に共通していたのは、建築物に関する飛散物対策や開口部対策をどうするかということだと思うが、今、国土交通省として、そうしたことに対する考え方があるならば、紹介していただきたい。もしこの場でわからなければ、次回、どういう考え方なのか1度教えてほしい。
- わかった。
- 例えば火災時に叩き割って中に入るといったことは可能なのか。
- 30ミルという0.76mmの中間膜までは、消防隊が持っている斧で叩き割ることができるという

実験をしており、いわゆる非常出入口のガラスとして認可されている。

- アラバマ州はコストアップの関係でやや逡巡したということだが、普通のガラスに比べてコスト的にはどうか。
- 普通のガラスの約5～6倍の価格になっている。
- 耐用年数は普通のガラスと大体同じか。
- 劣化をすれば周辺部、小口が表れている場合だが、大概の場合は窓枠に収まっているので、耐用年数はかなり高いと考えている。
- 16 ページに、アメリカにおけるガラスに関係する法令内容が記載されている。ハリケーン対応のガラスということで中間膜厚が最低 60mm と規定しているが、これは義務規定か。それとも推奨されるというリコメンド規定か。
- ASTMというアメリカの基準、日本のJISのようなもので定められており、これを義務とするかどうかは各州の判断で定まっている。東海岸やメキシコ湾岸は、これらを義務化してきている。
- 文部科学省は小学校や中学校といった学校について、厚生労働省は病院について、竜巻対策用にガラスを強化するような検討はしているのか。
- 平成 24 年度予算において防災機能強化事業を創設している。その中で、ガラス対策としては、ガラスの飛散防止フィルムを張る場合であるとか、今回のような合わせガラスの設置についても、飛散防止対策ということで補助事業の対象として今推進している。
- 予算はどのぐらいか。
- 予算は内数になっているが、下限額は 400 万円に設定して、小さな工事も対象にしている。
- 厚生労働省はいるか。病院は特にないか。
- 厚生労働省は、不在。
- 後で厚生労働省に聞いておいてほしい。
- 消防法の話を知りたい。消防法は防火から防災に対象が広がっていったが、広がった防災の中に竜巻に関するものは入っているか。
- 今回も消防法を改正したが、いわゆる防火管理者というものから防災管理者と対象を広げている。対象とする災害は政令で規定されていて、地震と毒物等の飛散となっており、水害や風は今のところ入っていない。
- 災害対策基本法の災害の定義に竜巻が加わっているので、よろしく願いたい。
- 今回、災害対策基本法が変わったのは承知している。持ち帰らせていただく。

《議事（2）》

栃木県益子町及び茨城県の説明の後、意見交換。主な意見等は次のとおり。

- 益子町では、災害見舞金ということで居住している住家の所有者、オーナーに5万円とか3万円とかを支払ったようだが、茨城県では、見舞金は世帯に払っているのか。
- オーナーではなく、世帯に払っている。生活再建支援法もそうだが、これらはすべて世帯に対して支払われる。例えば集合住宅の場合、そこに入っている世帯には生活再建支援法で支援されるが、オーナーには何の補償もない。不動産業であるから、別に支援しなくても良いのではないかという意見も一方にはあるかもしれないが、入居者は支援をもらえるが、所有者は何の支援ももらえないという形になっている。生活支援なので当然といえば当然かもしれないが、そういうところは少しどうなのかと疑問

を感じている。

- 実際、文句は出ているのか。
- 何件か出ている。
- 集合住宅の場合、修理はオーナーが行うのか。
- オーナーが行う。
- それに対して、被災した方も修理してもらわないと困ると。もらったお金を修理費に充てるというのは違うわけか。
- 違う。それを持って別のアパートを借りるということができる。
- そこも問題点としてある。
- あくまで生活支援だという視点からすれば、そうかもしれないが、補償ではないので。
- 今の制度がそうなっているから、それ以上コメントがないのかもしれない。
- 今、県からも説明があったように、実際に住んでいる自宅を被災した方に対する生活支援という前提で法律の立て付けがなされている。住戸の被害の修理費に対する支援というわけではない賃貸に住んでいる方が被災した場合には、被災した住まいの方に支援される。それは家を失ったということなので支援しているものであり、事業者には支援していない。分譲された共同住宅でオーナーが住んでいる場合は、当然本人が支援される。
- そうすると、オーナーの金がなくなったら修理するのはかなり遅れたりするということがあり得るのか。
- そういうこともあり得ると思う。
- 生活再建支援法に対するもっと柔軟な運用、あるいはそういったものについて要望を賜るということは極めて貴重であろうと思う。あと、巨木の廃棄は支援の対象にならなかったか。
- 生活環境保全上支障が生じているような場合に、その廃棄物を収集、運搬処理するところについては、補助対象としている。巨木と言ってもいろいろな形態があると思うので、例えば、木が既に倒れてしまっていて、破片がそこに散乱しており、それが生活環境上の支障が生じるような状態になっていれば、それを収集して処理することは可能かと思う。ただ、例えばまだ半分立っていて、それを伐採してほしいという話になると、これは言ってみれば私有財産ということになるので、その伐採までは対象としていない。
- つくば市で一つ困っているのが、今回の被災住宅の中に空き家で所有者が誰だかよくわからない、どんどん人が変わったりしてわからないというものがある。危険な状態なのでその住宅を取り壊したいが、私有物なので壊せない、どうしたらいいかということで非常に困っている。東日本大震災では特例で認めているようだが、災害に当たってはこういうものがこれから出てくるのではないかと思う。そういったところの法制面を整理していただけると助かる。
- 家の解体といった費用がなかなか出ないということでこちらも難儀しているところだが、環境省、今の件についてコメントは。
- その件については、コメントを用意していない。
- では、また後で教えてほしい。
- 了解した。

- ガラスの破片が田畑に散らばって、これを自分で取るしかない場合、こういったことに対する補助はないのか。
- 農地復旧で土をはがさないとガラスの破片が取れないという場合は、公共事業の復旧の対象になる。そこまでしなくて拾うだけということになると、これは人海戦術の話なので、民主党からも高校生のボランティアとかそういうものを組織できないかとか、そちらの方の話ではないかと考えている。
- 今、ボランティアか何かでやっているのか。
- 小さい市町村なので、自治会有一些程度機能しており、そういった方にやっていただいたり、あるいは災害ボランティアというのはこの中で支援があるが、そういった方たちにってもらったりしている。実際には、既に田植えが終わった後でそこに飛散していると、それを拾うのは非常に難しい状況にある。稲刈りをする頃に、その中に飛散しているものが非常に危険だったり、あるいは全然できないという状況が生まれてくるというのは今後の課題になってくる。そういった場合にどういった対応をしていくか、あるいは援助していくかというのは非常に難しいと思う。
- 農水省も念頭に置いておいてください。
- 了解。

《議事（3）》

事務局より説明。特段の意見なし。

《議事（4）》

気象庁より、つくば市の竜巻のフジタスケールをF3に変更したことについて報告。
消防庁より資料6の説明。特段の意見なし。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

被災者行政担当参事官補佐	富田	TEL 03-3501-5191（直通）
防災計画担当参事官付主査	桑島	TEL 03-3501-6996（直通）
災害緊急事態対処担当参事官付	河井	TEL 03-3501-5695（直通）